

令和4年第1回片品村議会定例会会議録第1号

議事日程 第1号

令和4年3月3日（木曜日）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 1号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 2号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 4号 片品村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 5号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 6号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 7号 片品村保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 8号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第 9号 片品村農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第10号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第14 議案第11号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 日程第15 議案第12号 片品村国土強靱化地域計画の策定について
- 日程第16 議案第13号 村道路線の認定及び廃止について
- 日程第17 議案第14号 財産の無償貸与について
- 日程第18 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第19 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第20 同意第 1号 片品村教育委員会委員の任命について
- 日程第21 議案第15号 令和3年度片品村一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第22 議案第16号 令和3年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第23 議案第17号 令和3年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

		について
日程第24	議案第18号	令和3年度片品村介護保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第25	議案第19号	令和3年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第2号）について
日程第26	議案第20号	令和3年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
日程第27	議案第21号	令和4年度片品村一般会計予算について
日程第28	議案第22号	令和4年度片品村国民健康保険特別会計予算について
日程第29	議案第23号	令和4年度片品村簡易水道事業特別会計予算について
日程第30	議案第24号	令和4年度片品村介護保険特別会計予算について
日程第31	議案第25号	令和4年度片品村下水道事業等特別会計予算について
日程第32	議案第26号	令和4年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について

本日の会議に付した事件

日程第1	議案第1号	会議録署名議員の指名
日程第2	議案第2号	会期の決定
日程第3	議案第3号	諸般の報告
日程第4	議案第1号	片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第5	議案第2号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第6	議案第3号	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第7	議案第4号	片品村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第8	議案第5号	特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第9	議案第6号	片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第10	議案第7号	片品村保育所条例の一部を改正する条例について
日程第11	議案第8号	片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
日程第12	議案第9号	片品村農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例について
日程第13	議案第10号	群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
日程第14	議案第11号	群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の

増加及び規約の変更について

- 日程第15 議案第12号 片品村国土強靱化地域計画の策定について
- 日程第16 議案第13号 村道路線の認定及び廃止について
- 日程第17 議案第14号 財産の無償貸与について
- 日程第18 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第19 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第20 同意第1号 片品村教育委員会委員の任命について
- 日程第21 議案第15号 令和3年度片品村一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第22 議案第16号 令和3年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について
- 日程第23 議案第17号 令和3年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
について
- 日程第24 議案第18号 令和3年度片品村介護保険特別会計補正予算（第2号）につ
いて
- 日程第25 議案第19号 令和3年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第2号）
について
- 日程第26 議案第20号 令和3年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
について
（日程第21から日程第26まで一括上程）
- 日程第27 議案第21号 令和4年度片品村一般会計予算について
- 日程第28 議案第22号 令和4年度片品村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第29 議案第23号 令和4年度片品村簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第30 議案第24号 令和4年度片品村介護保険特別会計予算について
- 日程第31 議案第25号 令和4年度片品村下水道事業等特別会計予算について
- 日程第32 議案第26号 令和4年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について
（日程第27から日程第32まで一括上程）

会議録1号用紙

片品村議会会議録			第 1 日
令和 4 年 3 月 3 日			
出席議員 12 名		欠席議員 名	欠員 名
第 1 番	萩原和典		(出席)
第 2 番	狩野孝夫		(出席)
第 3 番	鹿野一郎		(出席)
第 4 番	千明道太		(出席)
第 5 番	北澤佳子		(出席)
第 6 番	星野吉弥		(出席)
第 7 番	千明勉		(出席)
第 8 番	後藤眞平		(出席)
第 9 番	萩原正信		(出席)
第 10 番	高山悦夫		(出席)
第 11 番	星野栄二		(出席)
第 12 番	飯塚美明		(出席)

説明のために出席した者の職氏名

村	長	梅	澤	志	洋				
副	村	長	金	子	賢	司			
教	育	長	萩	原	明	富			
総	務	課	長	倉	田	秀	和		
住	民	課	長	星	野	孝	行		
保	健	福	祉	課	長	川	田	貴	広
農	林	建	設	課	長	中	村	学	
むらづくり	観	光	課	長	狩	野	久	良	
教育委員会	事務	局	長	梅	澤	康	明		
給食センター	所	長	三	浦	さ	く	子		
会	計	管	理	者	原	澤	博	美	

事務局職員出席者

事	務	局	長	戸	丸	権	次
係	長	小	林	由	里		

議長（千明道太君） ただいまから、令和4年第1回片品村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

午前10時10分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（千明道太君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番 狩野孝夫君及び3番 鹿野一郎君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（千明道太君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月11日までの9日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月11日までの9日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長（千明道太君） 日程第3、諸般の報告を行います。

去る3月1日に片品村教育委員会から教育委員会の点検・評価報告書が提出されましたので、お手元に配付の報告書のとおり報告します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第1号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（千明道太君） 日程第4、議案第1号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。
（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第1号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、国家公務員の非常勤職員に係る育児休業、介護休暇等の取得要件の緩和等が、本年4月1日から施行予定であり、地方公共団体の職員の勤務時間、休暇、その他の勤務条件についても、国家公務員との権衡を踏まえることが求められていることから、国家公務員の措置に準じて、非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件の緩和等を進めるため、片品村職員の育児休業等に関する条例の一部改正をお願いするものでございます。

主な改正の内容は、育児休業や介護休暇及び子の看護休暇、短期介護休暇等の取得要件を緩和すること、また、育児休暇を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を定めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。
（発言する者なし）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。
（発言する者なし）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第1号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議長(千明道太君) 日程第5、議案第2号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(千明道太君) 村長。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長(梅澤志洋君) 村長。

議案第2号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告に基づき、期末手当率の改定を行うため、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(千明道太君) なお、詳細な説明を求めます。

総務課長、倉田秀和君。

総務課長(倉田秀和君) はい、総務課長。

(詳細説明)

議長(千明道太君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第2号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（千明道太君） 日程第6、議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、別表に、片品村学校運営協議会委員の報酬日額8,000円を追加する

ものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるものであり、令和4年4月1日から施行するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 片品村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（千明道太君） 日程第7、議案第4号 片品村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。
（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第4号 片品村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告等に基づき、期末手当率の改定等を行うため、片品村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） なお、詳細な説明を求めます。
総務課長、倉田秀和君。

総務課長（倉田秀和君） はい、総務課長。
（詳細説明）

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。
（発言する者なし）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。
（発言する者なし）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。
これから、議案第4号 片品村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 片品村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議長(千明道太君) 日程第8、議案第5号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(千明道太君) 村長。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長(梅澤志洋君) 村長。

議案第5号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告等に基づき、期末手当率の改定を行うため、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(千明道太君) なお、詳細な説明を求めます。

総務課長、倉田秀和君。

総務課長(倉田秀和君) はい、総務課長。

(詳細説明)

議長(千明道太君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第5号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（千明道太君） 日程第9、議案第6号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第6号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告等に基づき、期末手当率の改定等を行うため、片品村職員の

給与に関する条例の一部改正をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願
い申し上げます。

議長（千明道太君） なお、詳細な説明を求めます。

総務課長、倉田秀和君。

総務課長（倉田秀和君） はい、総務課長。

（詳細説明）

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第6号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につい
ては、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第7号 片品村保育所条例の一部を改正する条例について

議長（千明道太君） 日程第10、議案第7号 片品村保育所条例の一部を改正する条例

についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第7号 片品村保育所条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、令和4年3月31日をもって片品北保育所を閉園とするため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

主な改正の内容は、第1条第2項中第2号に規定する片品北保育所を削り、第3号に規定する片品南保育所を第2号に改めるものでございます。

なお、附則につきましては、この条例の施行期日を令和4年4月1日に定めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第7号 片品村保育所条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 片品村保育所条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第8号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

議長(千明道太君) 日程第11、議案第8号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(千明道太君) 村長。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長(梅澤志洋君) 村長。

議案第8号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の条例改正は、県の要綱改正に伴い、利用者の返済負担軽減のための対策として、融資の借換え制度を引き続き1年間利用できるように、条例の一部改正をお願いするものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるもので、令和4年4月1日から施行するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(千明道太君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第8号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第9号 片品村農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例について

議長（千明道太君） 日程第12、議案第9号 片品村農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第9号 片品村農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、農業委員会法施行令第8条で定められた定数の基準に従い、条例の一部改正をお願いするものでございます。

主な改正の内容は、農地利用最適化推進委員の定数の変更でございます。

附則につきましては、施行期日を定めるものであり、令和4年4月1日から施行するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。
（発言する者なし）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。
（発言する者なし）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。
これから、議案第9号 片品村農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第9号 片品村農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第10号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

議長（千明道太君） 日程第13、議案第10号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。
（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第10号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、提案の説明を申し上げます。

まず、同組合の組織団体が脱退せずに常勤の職員に係る退職手当支給事務の共同処理を終了する場合に、退職手当の支給事務に係る負担金の還付または特別徴収を行えるようにするため、また、組織団体である桐生地域医療組合が、令和4年3月31日をもって、先ほど申し上げた常勤の職員に係る退職手当支給事務の共同処理を終了するため、そして、組織団体である邑楽館林医療事務組合の名称が、令和4年4月1日から、邑楽館林医療企業団に変更されること、以上の理由により、規約を変更するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第10号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第11号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について

議長（千明道太君） 日程第14、議案第11号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第11号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について、提案の説明を申し上げます。

群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体に、令和4年4月1日から、館林市が加入すること及び同公平委員会を共同設置する地方公共団体である邑楽館林医療事務組合が邑楽館林医療企業団へ名称変更するため、群馬県市町村公平委員会共同設置規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第252条の7第3項において、準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、この案を提出するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第11号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第12号 片品村国土強靱化地域計画の策定について

議長(千明道太君) 日程第15、議案第12号 片品村国土強靱化地域計画の策定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(千明道太君) 村長。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長(梅澤志洋君) 村長。

議案第12号 片品村国土強靱化地域計画の策定について、提案の説明を申し上げます。

片品村議会の議決すべき事件を定める条例により、片品村の地域に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な災害に、強さとしなやかさをもって対処できるよう、片品村国土強靱化地域計画を策定したもので、議決をお願いするものでございます。

この計画は、主に、災害発生前の対策に重点を置いたもので、平常時に実施すべき取組を整理した計画となっております。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(千明道太君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(千明道太君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(千明道太君) これで討論を終わります。

これから、議案第12号 片品村国土強靱化地域計画の策定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 片品村国土強靱化地域計画の策定については、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第13号 村道路線の認定及び廃止について

議長(千明道太君) 日程第16、議案第13号 村道路線の認定及び廃止についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(千明道太君) 村長。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長(梅澤志洋君) 村長。

議案第13号 村道路線の認定及び廃止について、提案の説明を申し上げます。

越本字切所地内、国道401号線太田橋右岸側から北部浄化センターまでの2路線、5117号線、5118号線の認定及び北部浄化センター北側村道1路線、5009号線については村道としての機能は現在ありませんので、路線廃止をお願いするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(千明道太君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(千明道太君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(千明道太君) これで討論を終わります。

これから、議案第13号 村道路線の認定及び廃止についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 村道路線の認定及び廃止については、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第14号 財産の無償貸与について

議長(千明道太君) 日程第17、議案第14号 財産の無償貸与についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(千明道太君) 村長。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長(梅澤志洋君) 村長。

議案第14号 財産の無償貸与について、提案の説明を申し上げます。

村有財産を民間へ無償で貸し付けるためには、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定に基づき、議会の議決を経る必要があります。

無償貸与の対象は、旧武尊根小学校です。

現在、当財産は、NPO法人武尊根BASEと無償貸与契約を締結しており、今回、契約期間の満了に伴い、契約の更新をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

議長（千明道太君） なお、詳細な説明を求めます。

むらづくり観光課長、狩野久良君。

むらづくり観光課長（狩野久良君） はい、むらづくり観光課長。

（詳細説明）

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第14号 財産の無償貸与についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 財産の無償貸与については、原案のとおり可決されました。

日程第18 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

議長（千明道太君） 日程第18、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを

議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

承認第1号 専決処分承認を求めることについて、説明を申し上げます。

これは、令和3年度片品村一般会計補正予算（第7号）を専決処分したことにより、承認を求めるものでございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,753万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億2,250万円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金と県支出金、繰入金の増額で、歳出につきましては、総務費と民生費、商工費の増額であります。

補正の内容は、新型コロナウイルス特別対策事業として、村独自の燃料券支給事業、国による子育て世帯への臨時特別給付金事業の給付金額の変更及び愛郷ぐんまと連携した商品券事業について、速やかに実施するための予算措置であります。

ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第19 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

議長(千明道太君) 日程第19、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(千明道太君) 村長。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長(梅澤志洋君) 村長。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、説明を申し上げます。

これは、令和3年度片品村一般会計補正予算(第8号)を専決処分したことにより、承認を求めるものでございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,750万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億8,000万円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金の増額で、歳出につきましては、総務費の増額であります。

補正の内容は、新型コロナウイルス特別対策事業として、国による住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業について、速やかに実施するための予算措置であります。

ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(千明道太君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。
(発言する者なし)

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。
(発言する者なし)

議長（千明道太君） これで討論を終わります。
これから、承認第2号 専決処分承認を求めることについてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。
したがって、承認第2号 専決処分承認を求めることについては、原案のとおり可決
されました。

日程第20 同意第1号 片品村教育委員会委員の任命について

議長（千明道太君） 日程第20、同意第1号 片品村教育委員会委員の任命についてを
議題とします。
本案について、提出者の説明を求めます。
村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。
(村長 梅澤志洋君登壇)

村長（梅澤志洋君） 村長。
同意第1号 片品村教育委員会委員の任命について、提案の説明を申し上げます。
片品村教育委員会委員、芝崎健司氏の任期が令和4年3月31日に満了となるため、そ
の後任に星野幸一氏をお願いするものです。
星野幸一氏は、人格並びに教育に関する識見とも適任者であると思いますので、ご審議
の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、同意第1号 片品村教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号 片品村教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第21 議案第15号 令和3年度片品村一般会計補正予算（第9号）について

日程第22 議案第16号 令和3年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について

日程第23 議案第17号 令和3年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
について

日程第24 議案第18号 令和3年度片品村介護保険特別会計補正予算（第2号）につ
いて

日程第25 議案第19号 令和3年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第2号）
について

日程第26 議案第20号 令和3年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
について

議長（千明道太君） 日程第21、議案第15号 令和3年度片品村一般会計補正予算
（第9号）についてから日程第26、議案第20号 令和3年度片品村後期高齢者医療特

別会計補正予算（第2号）についてまでの以上6件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第15号 令和3年度片品村一般会計補正予算（第9号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,898万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億3,898万円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、地方交付税、国庫支出金、寄附金、諸収入の増額、村税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、県支出金、繰入金、村債の減額であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費、土木費、消防費の増額、議会費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、教育費、公債費の減額であります。

主な補正の内容は、新型コロナウイルスの3回目接種に関連する経費の増額、ふるさと納税寄附金の増額を見込んで、諸経費及び尾瀬の郷づくり基金への積立金の増額、地方交付税の追加交付を受けて、財政調整基金への積立金の増額、各種事業の完了とそれに伴う補助金等の額の確定による調整であります。

繰越明許費につきましては、小規模農村整備事業農業用排水路整備工事、細工屋橋橋梁耐震・耐荷補修工事、下小川橋橋梁耐震・耐荷補修詳細設計委託、花の駅片品営業用ボイラー更新工事、越本水芭蕉の森鳥獣被害防止柵設置工事等でございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第16号 令和3年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ206万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,489万7,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税の減額及び繰入金の増額であります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費及び保健事業費の減額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第17号 令和3年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、

提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,004万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,264万5,000円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、村債の減額であります。

歳出につきましては、総務費及び施設費の減額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第18号 令和3年度片品村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ740万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,648万1,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、国庫支出金及び繰入金の増額であります。

歳出の主なものにつきましては、介護給付費の増額及び基金積立金の減額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第19号 令和3年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第2号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,852万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億496万2,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、繰入金及び国庫支出金の増額であります。

歳出の主なものにつきましては、建設費の増額、施設費の減額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第20号 令和3年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ374万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,068万7,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料の減額であります。

歳出の主なものにつきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の減額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 議案第15号から議案第20号までの質疑以降については、後日の本会議にて審議します。

-
- 日程第27 議案第21号 令和4年度片品村一般会計予算について
日程第28 議案第22号 令和4年度片品村国民健康保険特別会計予算について
日程第29 議案第23号 令和4年度片品村簡易水道事業特別会計予算について
日程第30 議案第24号 令和4年度片品村介護保険特別会計予算について
日程第31 議案第25号 令和4年度片品村下水道事業等特別会計予算について
日程第32 議案第26号 令和4年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について

議長（千明道太君） 日程第27、議案第21号 令和4年度片品村一般会計予算についてから日程第32、議案第26号 令和4年度片品村後期高齢者医療特別会計予算についてまでの以上6件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第21号 令和4年度片品村一般会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億6,400万円にお願いするものでございます。前年度の当初予算と比較すると、2億4,300万円、7.1%の増額であります。

令和4年度の主要事業につきましては、自主自立のむらづくりのため、ふるさと納税について、収納代行業者の拡充や企業版ふるさと納税の導入を図ることで、さらに広く寄附を募集します。

また、誰もが安心して暮らせるためのむらづくりの一環として、村内保育所の統合に向けて片品保育所の改築工事を行うとともに、既存のスクールバスを使用して北保育所地区の園児の送迎バスを運行します。

教育面では、次代を担う若者の学びの機会を広げるため、遠方の高等学校に通学している生徒に対して、通学費用の一部補助を行います。

他方、快適で安全な生活のために、役場庁舎の老朽化した非常用発電機設備を更新するとともに、非常時における電源確保の範囲を広げ、未曾有の災害時にも対応できるよう整備いたします。

そして、村内の産業振興を図るため、観光交流人口増加を目的として、道の駅を活用しながら、引き続きOZEかたしなアカペラファンタジーFesや国際観光交流推進事業を

実施します。

なお、農業振興においては、次世代の農業経営に対応できるよう土地改良事業を進めるとともに、県営事業である牛の平地区利水施設保全高度化事業を引き続き実施してまいります。

村道の維持補修や橋梁の長寿命化対策では、老朽化した細工屋橋修繕工事を継続して行うとともに、橋梁長寿命化計画を策定し、準備を進めてまいります。

なお、令和4年度におきましても、新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては、当初予算には計上してありません。令和3年度と同様に、社会状況や国、県の動向を注視しながら、必要が生じた段階で早急に補正予算で対応する考えでおります。議員の皆様にもお諮りしながら、効果的な事業を実施してまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

先の見えない新型コロナウイルス感染症の不安が渦巻くなど、長引く厳しい社会情勢の下、本村では、令和4年度から起債の償還が本格的に始まります。自主財源に乏しい厳しい予算の中ではありますが、先ほど申し上げましたように、ふるさと納税の充実を図るなど自主財源の確保に努めるとともに、引き続き各地区からの要望事項にも配慮させていただきながら、これからも健全な財政運営に取り組んでまいります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第22号 令和4年度片品村国民健康保険特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,652万1,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税、県支出金及び繰入金であります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費、国民健康保険事業納付金及び保健事業費であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第23号 令和4年度片品村簡易水道事業特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,400万円にお願いするものでございます。

歳入の主なものは、使用料及び手数料、繰入金、村債であります。

歳出の主なものは、総務費、施設費、公債費であります。

主な事業は、水道本管の布設替え、施設等の改修、維持管理等でございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第24号 令和4年度片品村介護保険特別会計予算について、提案の説明を申し上げ

げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億960万8,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、支払基金交付金、国庫支出金及び保険料であります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費及び地域支援事業費であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第25号 令和4年度片品村下水道事業等特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,284万円にお願いするものでございます。

歳入の主なものは、村債、国庫支出金、繰入金、使用料であります。

歳出の主なものは、建設費、公債費、総務費であります。

主な事業は、し尿・浄化槽汚泥受入れのための下水処理施設増設工事、農業集落排水施設の花咲クリーンセンター機能強化工事等であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第26号 令和4年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,656万8,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料及び繰入金であります。

歳出の主なものにつきましては、後期高齢者医療広域連合納付金及び総務費であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 議案第21号から議案第26号までの質疑以降については、後日の本会議にて審議します。

議長（千明道太君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前11時10分 散会